



特定民有地買上事業費

平成28年度要求額
300百万円（102百万円）

背景・目的

- 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域制公園であり、その区域の中には多くの民有地が存在している。
- 国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採などの各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。
- 自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上、緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の適正な保護・管理を行うために買い上げを行う。

事業目的・概要等

事業概要

国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、これらの地域の保護管理の強化を図る。

事業スキーム

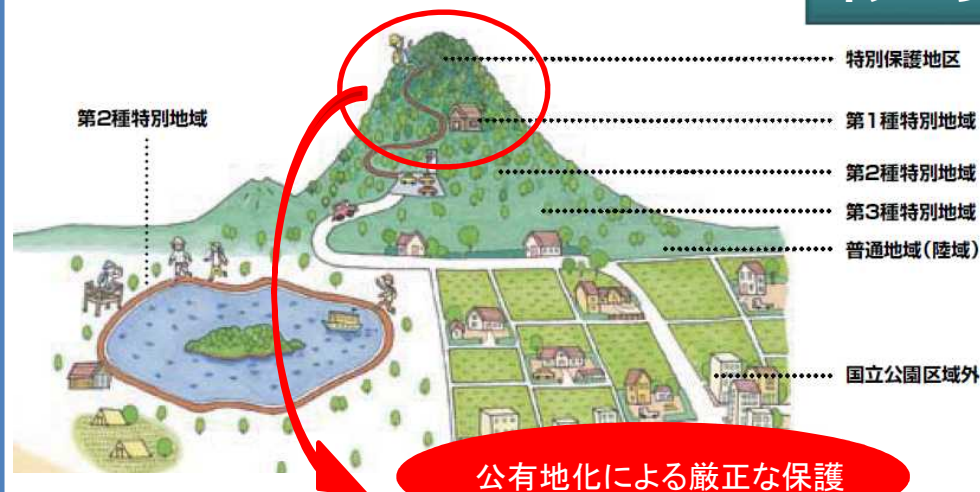
直轄事業

（国立公園特別保護地区等内に所在する民有地のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、買上要件に該当するものを、国が直接買上げを行う。）

期待される効果

取得した土地等については、国の行政財産として適正な管理の下におき、厳正な保護が図られる。

イメージ



【買上対象地】

- 国立公園・・・特別保護地区、第一種特別地域（※）
 - 国指定鳥獣保護区
・・・特別保護地区であって国内希少種の個体等の生息地
 - 生息地等保護区・・・管理地区
- （※）地種区分未定であっても、第一種特別地域に相当する価値があるものとして取り扱われてきたことが明らかな地域を含む。

【買上用件】

- 法による規制行為についての許可を得ることができないため、土地の利用に著しく支障を来していること。
- 所有者から買上げの申出があること。